

令和7年度事業計画

事 事 名	事 業 内 容	実 施 事 項
1 広報啓発事業	暴力追放・銃器 根絶島根県民大 会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第33回暴力追放・銃器根絶島根県民大会」の開催 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争の継続に伴う島根県公安委員会による松江市の警戒区域の指定と両団体の「特別抗争指定暴力団」指定が継続する中、暴力団等反社会的勢力の組織実態の不透明化や資金源活動も悪質・巧妙化に加え「匿名・流動型犯罪グループ」も暗躍している状況下にあって、本年度も暴力団根絶の意識高揚、特に高校生の関心を高め、闇バイト等の被害防止を図るため、県警察本部と連携し高校生参加を得た大会を企画実施する。 ※ 開催予定：令和7年10月下旬（予定）
	暴排広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機関紙「暴追しまね」の発行、配付 機関紙「暴追しまね」（年2回）では、最新の暴力団情勢や暴追センターの活動状況、不当要求対応要領、表彰のほかマンガなども取り入れながら、読みやすい紙面とし、これを通じた暴排活動への理解と啓発に努めるとともに、暴排意識の醸成を図るとともに、暴追センターの認知度の向上を図る。 ○ 暴排ステッカーの作成、活用 暴力団排除や不当要求拒否等の文言を登載したステッカー（業種別・汎用）を県内各企業・事業所、店舗等に配付し、暴排宣言の表明を明示し、暴排基盤の強化に資する。 ※ 希望事業所に積極的に配布。 ○ パンフレットの作成、配付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合パンフレット「安全・安心しまねの実現」 暴追センターの概要、暴力団等反社会的勢力に対する対応要領等掲載した総合パンフレットを作成し、不当要求防止責任者講習で活用する他、関係機関・団体及び県民に幅広く配付し、不当要求に対する被害防止対策や暴追センターの認知度の向上を図る。 ・ 啓発用パンフレット「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢と対策」の活用 企業対象暴力、行政対象暴力の現状や暴力団情勢、暴力団に対する基本的な対応要領等を記載した汎用パンフレットを配付するとともに、研修や講習等でも有効活用し、全国の情勢のほか、島根県における暴力団の実態と対策を啓発し、県民の暴排意識の高揚と暴力団等反社会的勢力からの被害防止を図る。 ○ 暴排ポスターの作成、配布 全国統一標語入りポスター等を作成し、不当要求防止責任者選任事業所を中心に広く配布し、県民の暴排意識の向上を図る

		<p>とともに効果的な暴排広報を継続して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴排資料等の作成、配付 不当要求防止責任者講習の場を活用し、県民のニーズ・暴力団情勢等を確実に把握・分析し、アンケートの結果や各種リーフレット等暴排活動に有効活用できる資料を作成・配布する。 ※ 令和4年度から講習受講者対象にアンケートを実施中。 ～「暴追しまね」に結果（一部）を公表し、不当要求の実態を県民に周知し、注意喚起と不当要求防止責任者講習の受講を奨励。 ○ 暴排ビデオ（DVD）の整備・充実 県民からのニーズが高い暴排ビデオ（DVD）の整備・充実に努め、不当要求防止責任者講習をはじめ、地域・職域での会議等にも有効活用するほか、要望に応じて貸出するなど県民の暴排意識の高揚に資する。（ホームページでも紹介） ○ ホームページの充実 暴追センターの行う事業がより多くの県民の利益の増進につながるように、暴力団等反社会的勢力の動向や被害防止対策、暴力相談、不当要求防止責任者講習等の事業紹介などについてホームページの内容を充実する。 ○ 暴力団排除啓発グッズによる広報 暴力団排除標語を記載したシールやグッズを作成し、講習や研修、各種会議や大会などを通じて、県民に幅広く配布し、暴排意識の向上を図る。 ※ 「しまねっこ」メモ帳の増刷と記名入りボールペンの作成（予定）
	表彰	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団追放活動功労及び暴力団追放支援の団体、個人に対する表彰 暴力団等反社会的勢力の追放活動や追放支援に功労のあった団体・個人に対して、県民大会の席上で顕彰し、機関誌で紹介するなど広報にも配意し、県民の暴排意識の高揚を図る。 ○ 全国表彰等への上申による賞揚 上記県内表彰の受賞者・団体については、功労の度合いを吟味し、県警察とも協議のうえ、上位の管区表彰、全国表彰に向け積極的に上申する。受賞者は広報して広く県民に紹介し、功労を讃えるとともに暴排活動のさらなる促進を図る。 ※ 令和6年度：全国表彰1個人、管区表彰2団体が受賞
2 組織活動支援事業	暴排活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間暴排組織の暴力団排除に向けた意識改革と諸活動の支援 暴力団情勢の実態把握や動向等を的確に分析し、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴排団体、地域・職域あるいは大規模工事事業所等における暴排活動に対する支援や資料提供等の実施 ・ 暴力団排除を目的の各種研修会の開催、協議会等への出席 ・ 露店商等からの暴力団排除への支援 ・ 暴排条例に伴う繁華街からの暴排支援

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 場外舟券売り場・場外車券売り場等の巡回と暴排支援等の施策を推進する。 <p>特に警戒区域の「松江市」及び周辺地域においては、対立抗争の影響や危険性にも配意して、暴排組織の意識改革など活動支援をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存民間組織の見直しと新たな暴排組織を構築するための諸活動の推進 <p>通常業務を通じ、既存の暴力団排除組織の運営状況を日々把握し、活動実績がないあるいは対象となる暴力団の脅威がほとんどなく暴排活動が低調な団体等については組織体制を見直す一方で新規の暴排組織や既存小規模組織について活性化を促すなど、現状に即した真に実効性のある暴排組織の構築に向けた諸活動を展開する。</p>
少年対策支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少年を取り巻く犯罪対策への支援 <p>「犯罪に強い社会実現のための島根行動計画」における暴力団排除活動を通じた少年の健全育成の一環として、暴力相談委員である少年指導委員・保護司等と連携して、自治体、警察、地域、関係機関・団体の少年を取り巻く犯罪対策への支援を積極的に推進することとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団による少年に対する影響排除の推進 <p>少年に対する暴力団への加入強要、勧誘等の被害防止、闇バイト等に巻き込まれない対策を推進</p> <p>※ 暴追大会に高校生が参加を求め、暴排意識を醸成。</p> ・ 少年警察ボランティアの暴力団影響排除活動への支援 <p>少年指導委員連絡協議会、少年補導委員連絡協議会等少年警察ボランティアと連携</p> ・ 島根県青少年健全育成県民会議への支援 <p>島根県青少年健全育成会議の賛助会員として、少年健全育成活動に対する継続支援。(令和5年度加入)</p> <p>等を強化する。</p>
暴力団離脱支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団からの離脱、就労支援活動の促進 <p>暴力団構成員の暴力団からの離脱に関する広報に努めるとともに、離脱意思を有する暴力団構成員やその家族からの相談に的確に対応し、関係機関・団体と連携を密にして、離脱及び社会復帰の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 島根県暴力団社会復帰対策協議会の活性化と広域連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「島根県暴力団社会復帰対策協議会」を構成する警察、刑務所、職業安定所等関係機関・団体10機関の有機的な連携を図るとともに、「広域連携協定」も運用し、離脱支援及び就労支援の促進を図る。 ・ 刑務所・保護観察所等矯正保護施設などと連携し、暴力団関係者の出所者情報等の共有及び離脱支援に係る手法についての情報交換等を行うなど連携強化を図る。

	雇用者支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 離脱者雇用企業に対する支援と離脱後のアフターケア対策の推進 <p>令和3年からの国・県等各自治体が推進する「第二次再犯防止推進計画」も踏まえ、労働局や保護観察所等の関係機関等と連携し、受入事業所（協力雇用主）の発掘と給付金制度等諸制度を活用して、離脱者の雇用支援の充実・促進を図る。</p> <p>また、具体的支援の一環として、県警察と連携し、暴力団離脱者の銀行口座開設の支援をするなど、相談段階から離脱、就労までを通じてのアフターケアにも努める。</p> <p>※ 適格性ある受入事業所の選定を期すため、令和6年度から誓約書を徴収（会則を改正）</p>
	不当要求情報管理機関支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不当要求情報管理機関への支援等 <p>暴力団等反社会的勢力の情報提供に関するセキュリティ対策の充実を図り、不当要求情報管理機関（（公財）競馬保安協会・（公財）モーターボート競走保安協会及び証券保安対策支援センター等）に対する積極的な情報提供等の支援活動を行うとともに、適正な情報管理を行う。</p>
3 研修事業	研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少年指導委員に対する研修 <p>少年に対する暴力団からの影響を排除するため、暴力団情勢 少年に対する暴力団の影響の実態、排除要領等効果的な研修を行い、少年の健全育成に資する。</p> ○ 島根県弁護士会民事介入暴力対策研究会における連携強化 <p>警察、県弁護士会、暴追センターの三者で構成する「島根県民事介入暴力対策研究会の連携に関する協定書」に基づき、巧妙化する暴力団等反社会的勢力の民事介入暴力事案等への対応及び被害者の支援・救済及び暴力団関連訴訟等について、具体的な事例を通じた研修を行い、相互連携の強化を図る。</p> ○ 全国、中国ブロック研修会等への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国専務理事・事務局長会議（9月予定） ・ 中国ブロック暴追センター連絡協議会（9月〃） ・ 全国暴力追放相談委員研修会（4月〃） ・ 民暴介入暴力全国大会（5・9月〃） ・ 反社会的勢力対策セミナー（10月〃） <p>等に積極的に参加し、全国暴力団情勢及び暴力団排除施策等について的確に把握し、幅広い知識の習得や対応能力の向上に努める。</p> <p>※ 民事介入暴力大会は、サテライトで参加。</p> ○ 基盤強化に向けた研修会等への参加 <p>公益法人の運営のための財政基盤強化に向けた各種研修会等に積極的に参加する。</p> <p>※ 証券会社担当者からの情報収集、セミナーへの参加による研鑽等</p>

4 調査研究事業	調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団等反社会的勢力の動向調査と情報の効果的活用 暴力団等反社会的勢力の動向や情勢に関して、調査・分析し、暴力団対策や暴力相談事業に効果的に活用し、被害者の救済、保護に資する。 ○ アンケートその他による民間の暴排意識調査の推進 全国暴追センターが実施するアンケートの分析を参考にし、民間における不当要求事例やその対応状況等の実態について、調査（アンケート・聞き取り等）を行い、民間における暴力団排除意識の現状の把握や今後の対策について調査研究する。 ○ 法令等の研究・研鑽 県警、弁護士会との連携を強化し、関係法令の研究・研鑽に努め、暴力団等反社会的勢力による新たな不当要求等犯罪手口に即した対応要領を研究し、被害防止対策に資する。 ○ 民事介入暴力対策島根大会（令和9年7月）への協力 島根県弁護士会民暴委員会への研究テーマに関する資料提供など要請に対する協力 ○ 公益法人制度改革に伴う新制度への対応 円滑な移行と適正な運用をするための研鑽
5 暴力相談事業	暴力相談活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力追放相談委員会の運営 令和6年度に暴力相談委員の委嘱（任期2年）と研修会を開催し、相談委員の知識・技能の向上と相互間で情報共有を図ったところ、引き続き、情報共有と連携により効果的な暴力相談活動を推進する。 ○ 暴力団情報提供の適正化と弁護士と連携した的確かつ効果的な暴力団排除措置 全国の暴追センターが共有する暴力団情報の登録、照会・提供等の正確かつ適正な管理を行うとともに、島根県弁護士会（民事介入暴力対策委員会）、警察と連携し、認知した暴力団事件や民事事件のほか、暴力団等との取引の解除などについて必要な通報及び助言を行い、的確かつ効果的な暴力団排除のための措置を行う。 ○ 「暴力団相談の日」の定期的な開設と広報の実施 令和7年度も毎月第2金曜日の「暴力団相談の日」（松江市役所の消費生活相談室を活用）を開設するほか、広報を通じて暴力相談の活用を促進し、潜在する暴力団被害等の発掘や暴力団や悪質クレーマーなどへの対応要領・排除方法等について的確な指導助言など、広く県民が相談しやすい場を提供と利用促進を図り、県民のニーズに沿った暴力相談業務を推進する。 ○ 巡回暴力相談活動の推進 暴力追放相談委員による行政、企業等各事業所への巡回等を推進し、不当要求防止責任者等との連携を図りながら、潜在する暴力団等に絡む不当要求事案や被害者等の発見に努め、迅速な保護救済・支援措置を図る。

6 救済事業	使用差止請求関係業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「適格センター」制度の効果的運用 暴力団対策法第32条の4に基づく暴追センターが住民の委託を受け訴訟を提起する暴力団事務所の使用差止請求に関する対応要領等について、検討委員会の研修等を通じ、「適格センター」としての制度の効果的な運用を図る。
	訴訟費用等貸付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団等を相手方とする民事訴訟費用の貸付 暴力団の組長責任追及訴訟や暴力団員を相手方とする損害賠償請求、事務所・建物等明け渡し・差止請求等の民事訴訟提起に対して、必要な調査のうえ、訴訟費用等の無利子貸付支援を行う。
	被害者見舞金給付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団員による傷害事件被害者等に対する見舞金交付 暴力団員による傷害事件・物的損害事件等の被害届提出者に対して、必要な調査のうえ、見舞金を交付し支援する。
	被害者保護活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団からの被害者保護・救済諸経費の交付 暴力団からのお礼参り等の被害防止と保護救済を図るために宿泊費、旅費等の諸経費の交付支援を行う。 ○ 緊急通報装置、暗視カメラ装置等の貸出 暴力団被害者及び被害を受けるおそれのある事業所等に対する緊急通報装置、監視カメラ装置等被害者保護のための資機材の貸出を効果的に行う。
7 委託講習事業	不当要求防止責任者講習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的な講習会の開催 対象業種、開催時期等を考慮し、計画的・効率的な開催に努める。 令和7年度も、建設業、金融業、JA、運輸業、損保、自動車販売、旅館・飲食業、小売り業等について、未受講者、新規選任事業所等の不当要求防止責任者に対する講習を実施する。 (目標値：41回約1,465人) ○ 講習員の能力向上及び講習内容の充実強化 講習員の自己研鑽はもとより、全国講習担当者研修会等に積極的に参加し、知識・技能の修得に努める。昨年度から不当要求防止責任者講習へ組み込んだ弁護士の講演等を継続し、法的な問題や専門的知見に基づく的確な対処方法を教養とともに、現状に即した暴排資料、DVDの活用及び受講者参加型実践ロールプレーティング等により内容の更なる充実を図る。 ○ 責任者設置事業所の拡大と受講率の向上 機関紙、ホームページへの事業掲載の充実を図るとともに、各種会合などでの啓発により、不当要求防止責任者を設置する新規事業所の拡大を図るとともに、責任者が変更となった事業所も含め、選任事業所に対し受講を促し受講率の向上を図る。